

すずかけ通り薬局で行っているサービス内容

調剤点数表に基づき以下の算定項目の施設基準を満たし届出しています。

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 1	当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。

後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算 3	後発医薬品調剤体制加算3の施設基準(直近3か月の後発医薬品の数量割合90%以上)に適合する薬局です。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとの薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、当該患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項	
かかりつけ薬剤師指導料及び かかりつけ薬剤師包括管理料	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険薬剤師の経験3年以上 ・週32時間以上の勤務 ・当薬局への1年以上の在籍 ・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動の取り組みへの参画 <p>患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。</p>

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	<p>当薬局では、以下に掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けています。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしています。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(体外診断用医薬品)を販売しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について <ul style="list-style-type: none"> ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む) イ 個人防備具を備蓄 ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる体外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な絵性材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発症がないときから整備) ・災害の発生時における体制の整備について <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合も含む) イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制 ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

医療DX推進体制整備加算に関する事項	
医療DX推進体制整備加算	<p>当薬局ではマイナ保険証利用を促進する等医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用 ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・医療DX推進の体制に関する掲示 ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置
医療情報取得加算	<p>資格確認を行う体制を有しており、当該保険医療機関を受診した患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報を取得活用して調剤服薬指導を行っています。</p>

在宅薬学総合加算に関する事項	
在宅薬学総合加算1	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届け出 ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅強力薬局との連携を含む）及び周知 ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年 24 回以上）

地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算 2	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1200 品目以上の医薬品の備蓄 ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者の免許 ・集中度 85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 70%以上 ・当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制 ・平日 8 時間以上/日、土・日のいずれかに一定時間以上の開局、45 時間以上/週の開局 ・開局時間外であっても自薬局または連携薬局案内により調剤・在宅業務に対応できる体制 ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制 ・保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり 24 回以上） ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ・医薬品医療機器情報情報配信サービスの登録・情報収集 ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出 ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍） ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売(48 薬効群)・緊急避妊薬の備蓄と調剤体制 ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止
--	--

在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	医療・介護保険制度を利用して薬剤師の訪問サービスを行っています。地域の医療・専門家(医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャーなどの多職種)と連携して在宅訪問に取り組んでいます。

選定療養に関する事項	
長期収載品の保険給付	患者さまが長期収載品の処方等又は調剤を希望する場合は、特別の料金として、後発品最高価格帯との差額の 1/4 を徴収します。

容器代等保険外費用に関する事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・患者さまの希望に基づく服薬カレンダー 200 円 ・必要に応じて薬剤の容器代を頂くがございます。 50 円 ・患者さまのご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者さまのご負担となります。

明細書発行に関する事項	
	明細書を無料で発行しています。公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しています。必要のない場合はお申し出ください。